

令和 3 年第 3 回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 9）

堺 市



## 目 次

頁

議案第 83 号	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 84 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	5
議案第 85 号	堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7
議案第 86 号	堺市ペット霊園の設置等に関する条例	9
議案第 87 号	堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例	19
議案第 88 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第 89 号	財産の無償貸付けについて	27
議案第 90 号	P F I による大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の変更について	31
議案第 91 号	市道路線の認定及び廃止について	33
報告第 17 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	53
報告第 18 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	57



## 令和3年第3回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和3年8月23日  
堺市長 永藤英機

- 議案第 83 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 84 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 85 号 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 86 号 堺市ペット霊園の設置等に関する条例
- 議案第 87 号 堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例
- 議案第 88 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 89 号 財産の無償貸付けについて
- 議案第 90 号 PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の変更について
- 議案第 91 号 市道路線の認定及び廃止について
- 報告第 17 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 18 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について



## 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

## 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

令和 3 年 9 月 1 日から施行するものであること。

## 堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

### 附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

## 堺市手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されるとともに、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収の事務については同機構が市町村長に委託することができるとされることに伴い、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和 3 年 9 月 1 日から施行すること。

## 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第53条の2第2項第1号」を「第53条の3第2項第1号」に、「第104条の3第2項第2号」を「第104条の4第2項第2号」に改める。

第4条第2項中「前項の」を「同項の」に改める。

第8条第2項中「、その」を「その」に、「前項の」を「同項の」に改める。

第14条中「区域外」を「区域の外」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正に伴う規定の整備等を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行すること。

## 堺市ペット霊園の設置等に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、ペット霊園等の設置及び管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、公衆衛生の確保を図り、ペット霊園等の利用者の保護及び市民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 犬、猫その他の愛玩することを目的として飼養される動物をいう。
- (2) 墓地 ペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (3) 墓地 墓地を設けるための区域をいう。
- (4) 納骨堂 ペットの焼骨を収藏する施設をいう。
- (5) 火葬 ペットの死体（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものを除く。以下同じ。）を葬るために、これを焼くことをいう。
- (6) 火葬施設 火葬を行うための設備を有する施設をいう。
- (7) ペット霊園 墓地、納骨堂、火葬施設又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己のペットのために設置するものを除く。
- (8) 移動火葬車 火葬を行うための設備を有する車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）をいう。

### (設置者等の責務)

第3条 業として、ペット霊園を設置し、又は管理する者及び移動火葬車を使用して火葬を行う者は、その事業を行うに際しては、利用者の心情に十分に配慮するとともに、周辺の生活環境の保全に努めなければならない。

### (土葬の禁止)

第4条 ペット霊園においては、ペットの死体を土中に葬ってはならない。

### (設置等の許可)

第5条 業として、本市の区域内（以下「市内」という。）にペット霊園を設置しようと

する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた墓地の区域の変更（単に当該区域を縮小させる場合を除く。）又は火葬施設に係る構造設備の変更（設置場所の変更を伴うもの及び処理能力又は火床面積を増加させるものに限る。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、前2項の許可（以下「設置等許可」という。）に市民の生活環境の保全のために必要な範囲内で条件を付けることができる。

（事前協議）

第6条 設置等許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、当該申請をしようとする日（以下「申請予定日」という。）の3月前までに、規則で定めるところにより、市長に事前協議書を提出し、設置等許可に係る計画（以下「設置等計画」という。）について市長と協議しなければならない。

（標識の設置）

第7条 前条の事前協議書の提出をした申請予定者は、申請予定日の2月前までに、規則で定めるところにより、設置等計画を実施するペット霊園（その予定地を含む。）の区域（以下「計画区域」という。）内の見やすい場所に、その概要を示す標識を設置しなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の標識は、次条第1項の説明会を開催するまでの間、設置しておかなければならぬ。

（説明会の開催等）

第8条 前条第2項の規定による届出をした申請予定者は、申請予定日の1月前までに、設置等計画について、規則で定めるところにより、計画区域に隣接する土地（当該土地が道路、河川、線路敷その他これらに類するものの用に供されている場合を除く。）の使用者及び所有者並びに計画区域の境界線から100メートル以内の建物の使用者、管理者及び所有者に対し、説明会を開催しなければならない。ただし、申請予定者の責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない場合であつて、規則で定める方法により設置等計画の内容を周知させるときは、この限りでない。

- 2 申請予定者は、前項の規定により実施した説明会等の内容を、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

(許可の申請)

第9条 設置等許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、前3条に規定する手続を経た場合に限り、することができる。

(許可の基準)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合においては、当該申請に係るペット霊園が次条及び第12条に規定する基準に適合するものであるときに限り、設置等許可を行うものとする。

(設置場所の基準)

第11条 ペット霊園の設置場所の基準は、次のとおりとする。

(1) 墓地及び火葬施設が住宅（第9条第1項の規定による申請後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認済証の交付を受けたものを除く。）の区域の境界線から100メートル以上離れていること。ただし、市民の生活環境の保全上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(2) 申請者が計画区域の土地を所有し、又は継続的に使用することができる権原を有すること。

(構造設備の基準)

第12条 ペット霊園の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 外部から墓地、納骨堂又は火葬施設を見通すことができないようにするための密植した垣根、障壁等が設けられていること。

(2) 墓地に雨水その他の地表水が停滞しないようにするための排水施設が設けられていること。

(3) 管理事務所並びにペット霊園の規模に応じた便所、給水設備及びごみ集積設備（当該ペット霊園の付近にある当該ペット霊園を設置し、又は管理する者が所有するこれらのものを含む。）が設けられていること。

(4) 火葬施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 空気取入口及び煙突の先端以外に燃焼室内と外気とが焼却時に接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で焼却できるものであること。

イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

- ウ 燃焼室内の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- エ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- オ 防音、防臭及び防じんについて、規則で定める十分な能力を有するものであること。

(完了検査等)

第13条 設置等許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、当該設置等許可に係るペット霊園の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査をした場合において、同項のペット霊園が前2条に規定する基準に適合していると認めたときは、設置者に対し、検査済証を交付するものとする。
- 3 設置者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、第1項のペット霊園を使用し、又は使用させてはならない。

(維持管理)

第14条 設置者は、第12条各号に掲げる基準に従い、設置等許可に係るペット霊園を維持管理しなければならない。

(設置者の遵守事項)

第15条 設置者は、ペット霊園における役務の提供に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ペットの死体及び焼骨を丁寧に取り扱うとともに、衛生的に管理すること。
- (2) 利用者に対して、あらかじめ、利用の条件、手続及び料金、ペットの死体及び焼骨の取扱いの方法その他の役務の提供に関する事項について説明すること。
- (3) 利用者ごとに前号の事項に関する書類を作成し、当該利用者がペット霊園の利用を終えるまでの間保管すること。

(許可申請手数料)

第16条 申請者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の許可申請手数料を第9条第1項の規定による申請の際に納付しなければならない。

- (1) 第5条第1項の許可の申請
  - ア 火葬施設がある場合 1件につき48,000円
  - イ アに掲げる場合以外の場合 1件につき32,000円
- (2) 第5条第2項の許可の申請
  - ア 火葬施設に係る変更がある場合 1件につき38,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 1 件につき 22,000 円

- 2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるとときは、その全部又は一部を還付することができる。

(地位の承継)

第17条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(軽微な変更の届出)

第18条 設置者は、設置等許可を受けたペット霊園に規則で定める軽微な変更をしたときは、その変更をした日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の手続等)

第19条 ペット霊園の廃止（墓地又は納骨堂の廃止又は規模の縮小を含む。以下同じ。）をしようとする者は、その廃止をしようとする日までに、利用者にその旨を説明するとともに、当該日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 ペット霊園の廃止をしようとする者は、墳墓又は納骨堂に存する焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移すことその他の利用者の心情に配慮した対応をとらなければならない。
- 3 ペット霊園を廃止したときは、墳墓、納骨堂及び火葬施設を除去しなければならない。

(移動火葬車による火葬業の届出)

第20条 業として、移動火葬車を使用して市内で火葬を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(移動火葬車の使用の制限等)

第21条 前条の規定による届出をした者（以下「移動火葬業者」という。）は、火葬を行うための設備が第12条第4号に掲げる基準に適合するものでなければ、当該設備を使用してはならない。

- 2 移動火葬業者は、市内で火葬を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 移動火葬車に、移動火葬業者の氏名（法人その他の団体にあっては、名称）、連絡先及び前条の規定による届出をしている旨を、容易に確認できるよう、規則で定めるところにより表示すること。
- (2) 火葬を行う土地の所有者の同意を事前に得ること。

(3) 近隣の住宅から十分に離れた場所で火葬を行うことその他の生活環境に影響を及ぼさないための対策を講ずること。

(4) 火葬が終了するまで移動火葬車の傍らで待機し、火葬を行うための設備を適正に管理すること。

(5) 第15条第1号及び第2号に掲げる事項

(移動火葬業者の廃止等の届出)

第22条 移動火葬業者は、市内で火葬を行わなくなったとき、又は規則で定める変更をしたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査等)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者若しくは移動火葬業者に対し、ペット霊園の設置若しくは維持管理、移動火葬業者の営業の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にペット霊園若しくは移動火葬業者の事務所に立ち入らせ、その施設、帳簿その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び命令)

第24条 市長は、設置者又は移動火葬業者が第5条第1項若しくは第2項、第11条、第12条、第13条第1項若しくは第3項、第15条、第19条、第21条若しくは前条第1項若しくは第2項の規定又は設置等許可に付した条件に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとるよう命ずることができる。

(許可の取消し)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置等許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により設置等許可を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく、設置等許可を受けた日から起算して2年を経過した日までに当該設置等許可に係るペット霊園の工事を完了しないとき。
- (3) 前条第2項の規定による命令に違反したとき。

(禁止命令)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペットの死体の除去又は当該ペット霊園若しくは移動火葬車の使用の禁止を命ずることができる。

- (1) 第4条の規定に違反した者
- (2) 第5条第1項又は第2項の規定に違反して、設置等許可を受けずにペット霊園を設置し、又は変更をした者
- (3) 第20条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出により移動火葬車を使用して市内で火葬を行った者

(公表)

第27条 市長は、第24条第2項又は前条の規定による命令に従わない者があるときは、規則で定めるところにより、その者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、その者が意見を述べ、又は証拠を提示する機会を与えなければならない。

(適用除外)

第28条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定による許可を受けて設けられた墓地の区域内において同法第2条第4項に規定する墳墓にペットの焼骨を合葬する場合は、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、

次項、附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に業としてペット霊園を設置している者及びペット霊園の設置に係る工事を開始している者は、規則で定めるところにより、令和3年12月31日までに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出のあったペット霊園は、施行日に第5条第1項の許可を受けたものとみなす。この場合における第25条第2号の規定の適用については、同号中「設置等許可を受けた日」とあるのは、「附則第3項前段の規定により許可を受けたものとみなされる日」とする。
- 4 前項の規定により許可を受けたものとみなされるペット霊園については、第11条及び第12条の規定は、適用しない。ただし、当該ペット霊園を設置している者は、当該ペット霊園をこれらの規定に適合させるよう努めなければならない。
- 5 附則第2項の規定による届出をした者は、施行日以後に当該ペット霊園に係る第5条第2項の許可を受けようとするときは、施行日前においても、第6条から第8条までの規定の例により、その申請に係る手続をすることができる。
- 6 施行日以後に第5条第1項の許可を受けてペット霊園を設置しようとする者は、施行日前においても、第6条から第8条までの規定の例により、その申請に関する手続をすることができる。
- 7 この条例の施行の際現に業として移動火葬車を使用して火葬を行う者及び施行日から令和4年1月31日までの間に業として移動火葬車を使用して火葬を行おうとする者に係る第20条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から1月を経過する日までに」とする。

## 堺市ペット霊園の設置等に関する条例の制定について

### 1 制定の趣旨及び内容

ペット霊園等の設置及び管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、公衆衛生の確保を図り、ペット霊園等の利用者の保護及び市民の良好な生活環境の保全に資することを目的として、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 設置者等の責務に関する事項
- (2) 土葬の禁止に関する事項
- (3) ペット霊園の設置等の許可等に関する事項
- (4) 事前協議、標識の設置、説明会の開催等に関する事項
- (5) 許可の基準に関する事項
- (6) 維持管理及び遵守事項に関する事項
- (7) 許可申請手数料に関する事項
- (8) 移動火葬車による火葬業の届出等に関する事項
- (9) 報告及び立入調査等、勧告及び命令、許可の取消し、禁止命令並びに公表に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、ペット霊園等の設置及び管理に関し必要な事項

### 2 施行期日

令和4年1月1日から施行するものであること。



## 堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、大規模マンションの建設に伴う保育需要の局所的な増加に対応するため、事業者が大規模マンションを建設しようとする場合における届出、事前協議等に関し必要な事項を定めることにより、大規模マンション内における保育施設の整備を促進し、もって子どもを安心して育てることができる環境の充実に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模マンション 共同住宅の用に供する建築物（他の用途を兼ねる建築物を含む。）であつて、当該建築物の住戸（その床面積が35平方メートル以下の住戸を除く。以下同じ。）の総数が100戸以上のものをいう。
- (2) 事業者 本市の区域内において大規模マンションの建設をしようとする建築主（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第16号に規定する建築主をいう。）で、国又は地方公共団体以外のものをいう。
- (3) 保育施設 次のいずれかに該当する施設をいう。
  - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設
  - イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所の分園
  - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の分園
  - エ 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）第2条第2項第2号に規定する保育所型認定こども園の分園

### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、事業者との間で、保育施設の整備に関し

て必要な協力の要請、調整等の事前協議を行うとともに、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、大規模マンションの建設が地域における保育需要を増加させる場合があることを認識し、この条例の規定による届出等の手続を適切かつ誠実に行うとともに、前条の事前協議において、積極的に協力するよう努めなければならない。

(建設予定の大規模マンションに関する届出等)

第5条 事業者は、大規模マンションを建設しようとするときは、規則で定めるところにより、届出期限までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 当該大規模マンションの建設予定地の所在地及び面積
- (3) 当該大規模マンションの住戸の予定総数
- (4) 当該大規模マンションの建設の予定期工期及び入居の開始が可能となる予定の日
- (5) 当該大規模マンションに入居する子育て世帯（小学校就学の始期に達するまでの者が属する世帯をいう。）の数の見込み
- (6) 当該大規模マンション内における保育施設の設置の予定の有無
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の届出期限は、建設しようとしている大規模マンション内に保育施設を設置するか否かについて容易に変更することができなくなる日又は事業者が市長に対して当該大規模マンションの建設に係る堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）第4条第1項に規定する要否判定を求める日のいずれか早い日とする。

3 事業者は、第1項に規定する場合においては、同項の規定による届出をした後でなければ、堺市開発行為等の手続に関する条例第4条第1項に規定する要否判定を求めることができない。

(資料の提出等の求め)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定による届出を行った事業者に対し、当該届出の内容の確認のため、必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 事業者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による求めに応じなければならない。

(保育施設の整備に係る協力の要請)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による届出に係る大規模マンションの建設により地域の保育需要の増加が見込まれるため、当該大規模マンション内における保育施設の整備が必要であると認めるときは、当該届出があった日から30日以内に、当該事業者に対し、保育施設の種別、規模その他必要な事項を示して、保育施設の整備について必要な協力の要請を行うものとする。

- 2 前項の要請は、規則で定めるところにより、書面により行うものとする。
- 3 市長は、やむを得ない理由により、第1項の要請を同項に規定する期間内に行うことのできないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、市長は、当該事業者に対し、規則で定めるところにより、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(保育施設の整備に係る協力の要請への回答)

第8条 事業者は、前条第1項の要請を受けた日から60日以内に、市長に対し、規則で定めるところにより、当該要請について、書面により回答しなければならない。

- 2 市長は、規則で定めるところにより、当該事業者から前項に規定する期間について延長を求める旨の申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。この場合において、市長は、当該事業者に対し、規則で定めるところにより、遅滞なく、延長後の期間を通知するものとする。

(保育施設の整備に係る調整)

第9条 市長は、前条第1項の規定による回答において、第7条第1項の要請に応じることができる旨の記載があったときは、遅滞なく、事業者と保育施設の整備について必要な調整を開始するものとする。

(勧告)

第10条 市長は、規則で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第6条第2項の規定に違反して同条第1項の規定による求めに応じない事業者
- (2) 第8条第1項の規定に違反して同項の規定による回答を同項に規定する期間（同条第2項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、延長後の期間）内に行わない事業者

(公表)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に

従わないときは、規則で定めるところにより、その旨、当該勧告の内容及び当該勧告を受けた事業者の氏名を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る事業者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(中止の届出)

第12条 事業者は、第5条第1項の規定による届出をした後、当該届出に係る大規模マンションの建設を中止するときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る大規模マンションについては、第5条から前条までの規定は、適用しない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第5条第2項の届出期限が経過している大規模マンションについては、この条例の規定は、適用しない。

(見直し)

- 3 市長は、この条例の施行後5年を目途として、本市における保育需要の状況等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な見直しを行うものとする。

## 堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例の制定について

### 1 制定の趣旨及び内容

大規模マンションの建設に伴う保育需要の局所的な増加に対応するため、事業者が大規模マンションを建設しようとする場合における届出、事前協議等に関し必要な事項を定めることにより、大規模マンション内における保育施設の整備を促進し、もって子どもを安心して育てることができる環境の充実に資することを目的として、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 市及び事業者の責務に関する事項
- (2) 建設予定の大規模マンションに関する届出に関する事項
- (3) 資料の提出等の求めに関する事項
- (4) 保育施設の整備に係る協力の要請及び当該要請への回答並びに保育施設の整備に係る調整に関する事項
- (5) 助告及び公表に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、保育施設の整備の促進について必要な事項

### 2 施行期日

令和4年1月1日から施行するものであること。



## 堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市公共事業評価監視委員会の項の次に次のように加える。

堺市大和川自転車賃わい拠点整備事業者選定委員会	大和川自転車賃わい拠点整備事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
-------------------------	-------------------------------------------	------	-----------------------------

### 附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

## 堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

大和川自転車賃わい拠点整備事業者の選定についての審議及び審査に関する事務を行うため、堺市大和川自転車賃わい拠点整備事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和 3 年 10 月 1 日から施行するものであること。

## 財産の無償貸付けについて

次のとおり財産を無償で貸し付ける。

### 1 物件の表示

土地

所 在 地	地 目	地積 (m <sup>2</sup> )
堺市堺区南島町1丁44番2のうち	宅 地	426.76
仮換地 24街区1画地から3画地まで		

### 2 貸付けの目的

大和川高規格堤防整備事業推進施設の整備及び利用

### 3 貸付けの相手方

大阪府柏原市大正二丁目10番8号

国土交通省近畿地方整備局分任契約担当官

大和川河川事務所長 白波瀬 卓哉

### 4 貸付期間

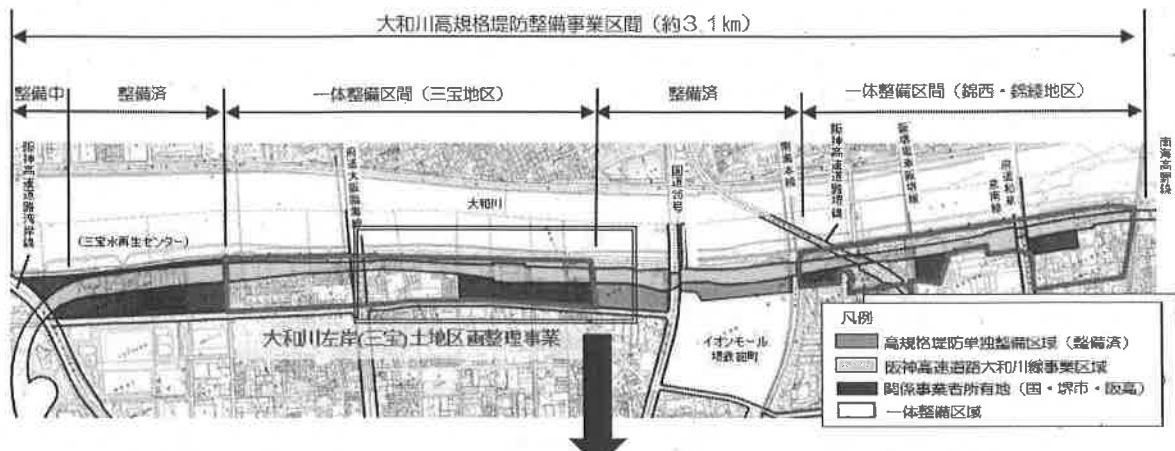
令和3年10月1日から令和23年3月31日まで

## 財産の無償貸付けについて

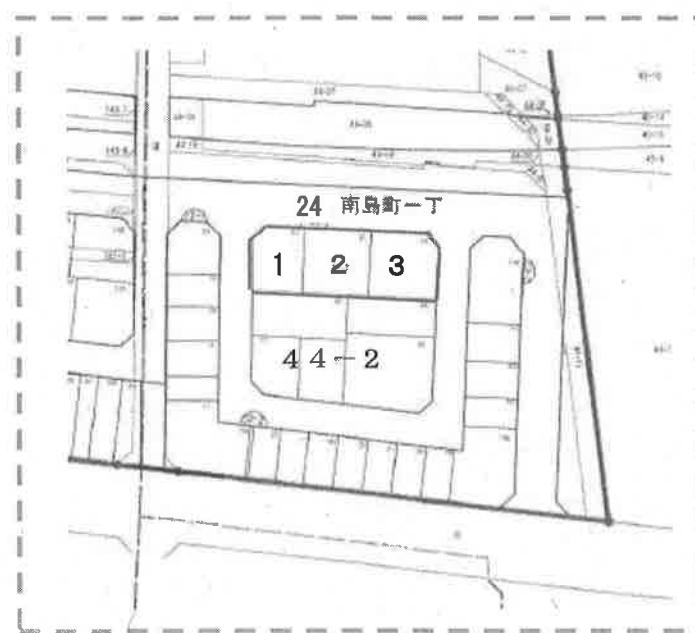
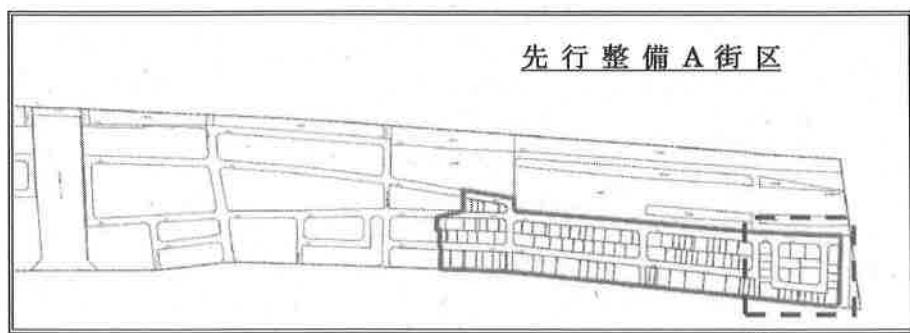
本件は、南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業施行地区内の堺区南島町1丁44番2のうち仮換地24街区1画地から3画地までの土地を、大和川高規格堤防整備事業推進施設の整備及び利用を目的として、国土交通省に対し、令和3年10月1日から令和23年3月31日まで無償貸付けを行うものである。

大和川高規格堤防整備事業推進施設の整備により、コロナ禍で必要となっている多数の地権者との安全な交渉場所が確保され、洪水による被害を軽減する高規格堤防整備事業と土地区画整理事業との一体整備事業への寄与が見込まれることから、貸付料を無償とするものである。

## 無償貸付物件 位置図



先行整備 A 街区





## PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る 事業契約の変更について

次のとおり事業契約の内容を一部変更する。

1 契約の目的 大浜体育館建替整備運営事業に係る設計、建設、維持管理及び運営

2 契約の相手方 堺市西区宮下町12番1号  
つながリーナ大浜PFI株式会社  
代表取締役 浮穴 浩一

3 契約金額 変更前 8,878,474,952円  
うち取引に係る消費税額等 692,843,177円  
変更後 8,921,513,530円  
うち取引に係る消費税額等 696,755,775円

4 仮契約の日 令和3年8月13日

### [根拠]

特定事業契約を締結する場合においては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要があるため。

(議案第 90 号説明資料)

## PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る 事業契約の変更について

- 1 変更する内容
  - (1) 物価変動による維持管理及び運営に係る増額
  - (2) その他条文の整備を行うもの
- 2 契約金額の変更 変更額(増) 43,038,578円  
うち取引に係る消費税額等 3,912,598円
- 3 変更理由 物価変動に関して維持管理及び運営に係る金額を変更するもの。

## 市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

# 市道 路線認定調書

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
J128	野尻62号線	東区野尻町72番12地先 東区野尻町71番18地先		地元要望
J129	野尻63号線	東区野尻町71番21地先 東区野尻町71番12地先		〃
9234	上野芝向ヶ丘201号線	西区上野芝向ヶ丘町5丁717番9地先 西区上野芝向ヶ丘町5丁741番5地先		〃
J720	鳳東53号線	西区鳳東町5丁424番1地先 西区鳳東町5丁429番1地先		路線再編成
J730	鳳東54号線	西区鳳東町4丁307番3地先 西区鳳東町4丁315番地先		〃
J731	鳳東55号線	西区鳳東町1丁35番2地先 西区鳳東町1丁34番10地先		〃
J732	鳳東56号線	西区鳳東町1丁34番1地先 西区鳳東町1丁49番地先		〃
H1055	土師219号線	中区土師町2丁98番1地先 中区土師町2丁102番7地先		開発に伴う寄付
7700	深井沢12号線	中区深井沢町2694番4地先 中区深井沢町2694番4地先		〃
E964	日置莊北62号線	東区日置莊北町3丁306番1地先 東区日置莊北町3丁300番4地先		都市計画法第39条による帰属

# 市 道 路 線 廃 止 調 書

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
#212	鳳東1号線	西区鳳東町1丁16番地先 西区鳳東町1丁133番地先		路線再編成
#213	鳳東2号線	西区鳳東町1丁27番地先 西区鳳東町1丁34番地先		"
#222	鳳東11号線	西区鳳東町5丁424番地先 西区鳳東町5丁446番地先		"
#225	鳳東14号線	西区鳳東町1丁6番地先 西区鳳東町1丁7番地先		"
#226	鳳東15号線	西区鳳東町4丁307番地先 西区鳳東町4丁315番地先		"
#231	鳳東20号線	西区鳳東町1丁34番地先 西区鳳東町1丁49番地先		"

## 市道認定路線図

34-19 1

整理番号 /128

野尻62号線

72-12

71-187

新潟市スポーツ広場

卷之三

卷之三

凡例

認定道路

市道認定路線図

整理番号 /129

34-24

野尻63号線

71-21 → 71-12

新家町スポーツ広場

新家町公園

凡例 → 認定道路

市道認定路線図

33-17

整理番号 ウ234

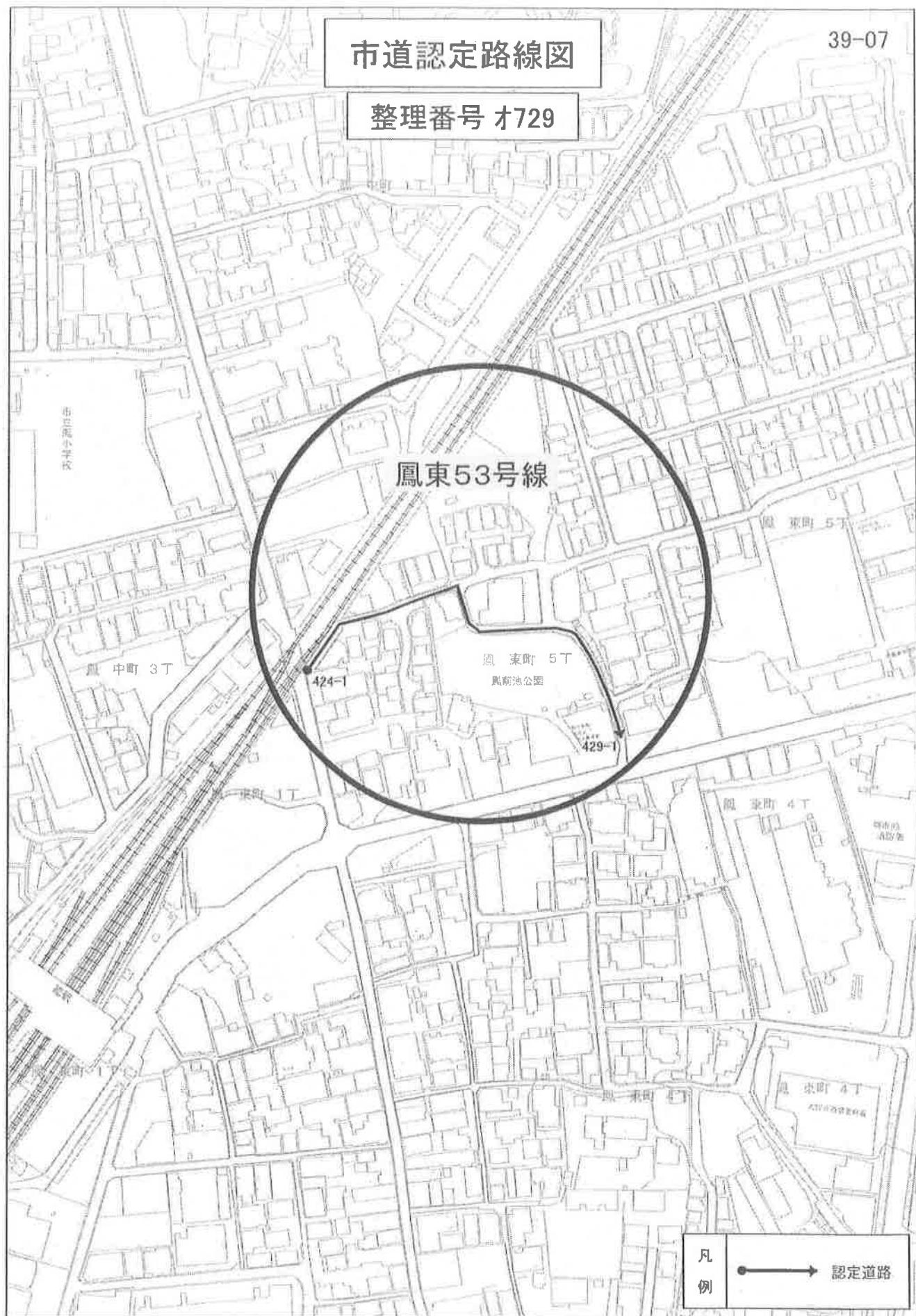
上野芝向ヶ丘201号線

717-9

上野芝向ヶ丘町  
741-5

凡例

認定道路





市道認定路線図

整理番号 才731

39-11

鳳東55号線

35-2

34-10

鳳東町1丁目

鳳駅



認定道路





## 市道認定路線図

34-16

整理番号 八1055

土師219号線

98-1 102-7

土師公園

土師印 2丁

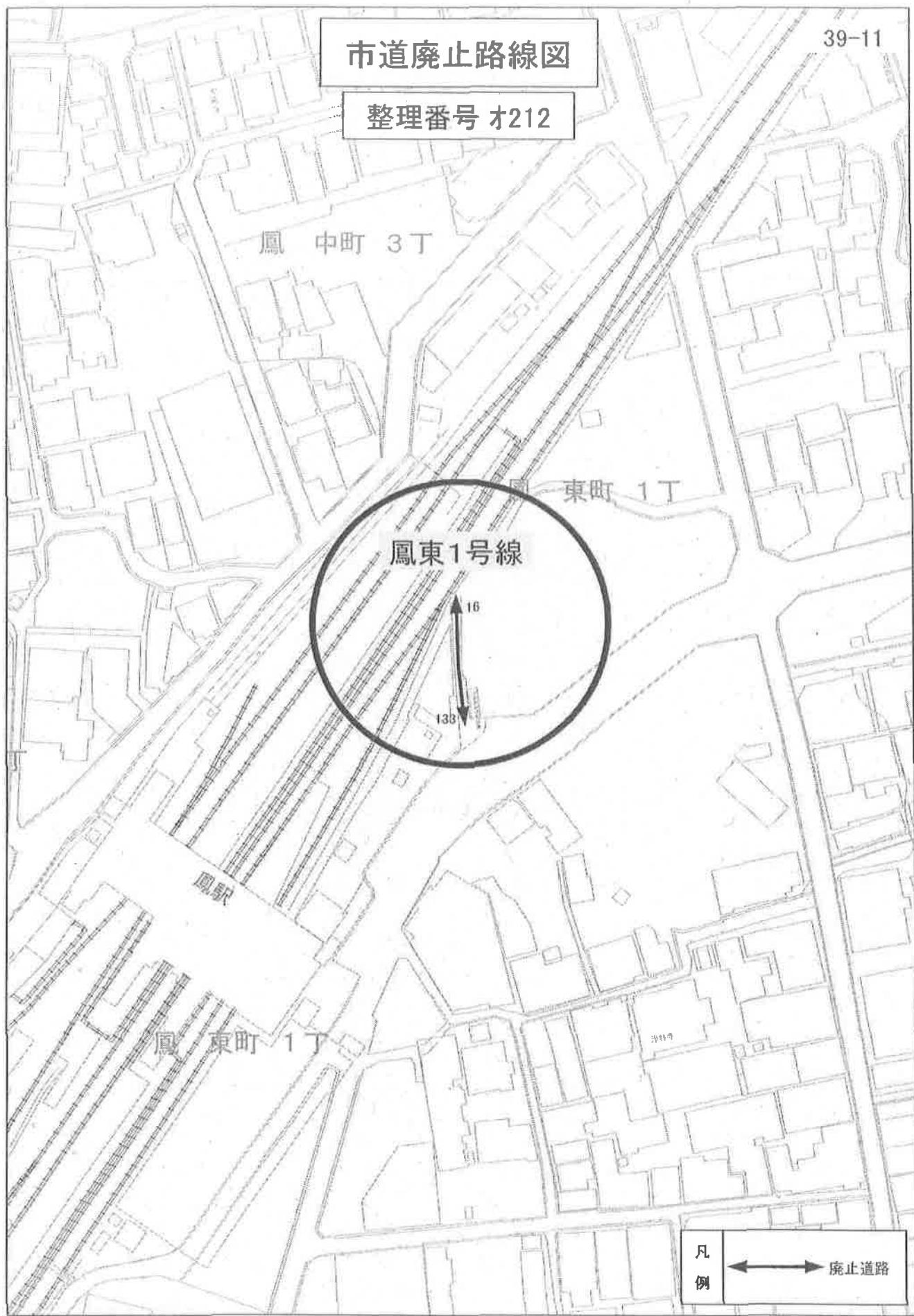
土師町 2 丁

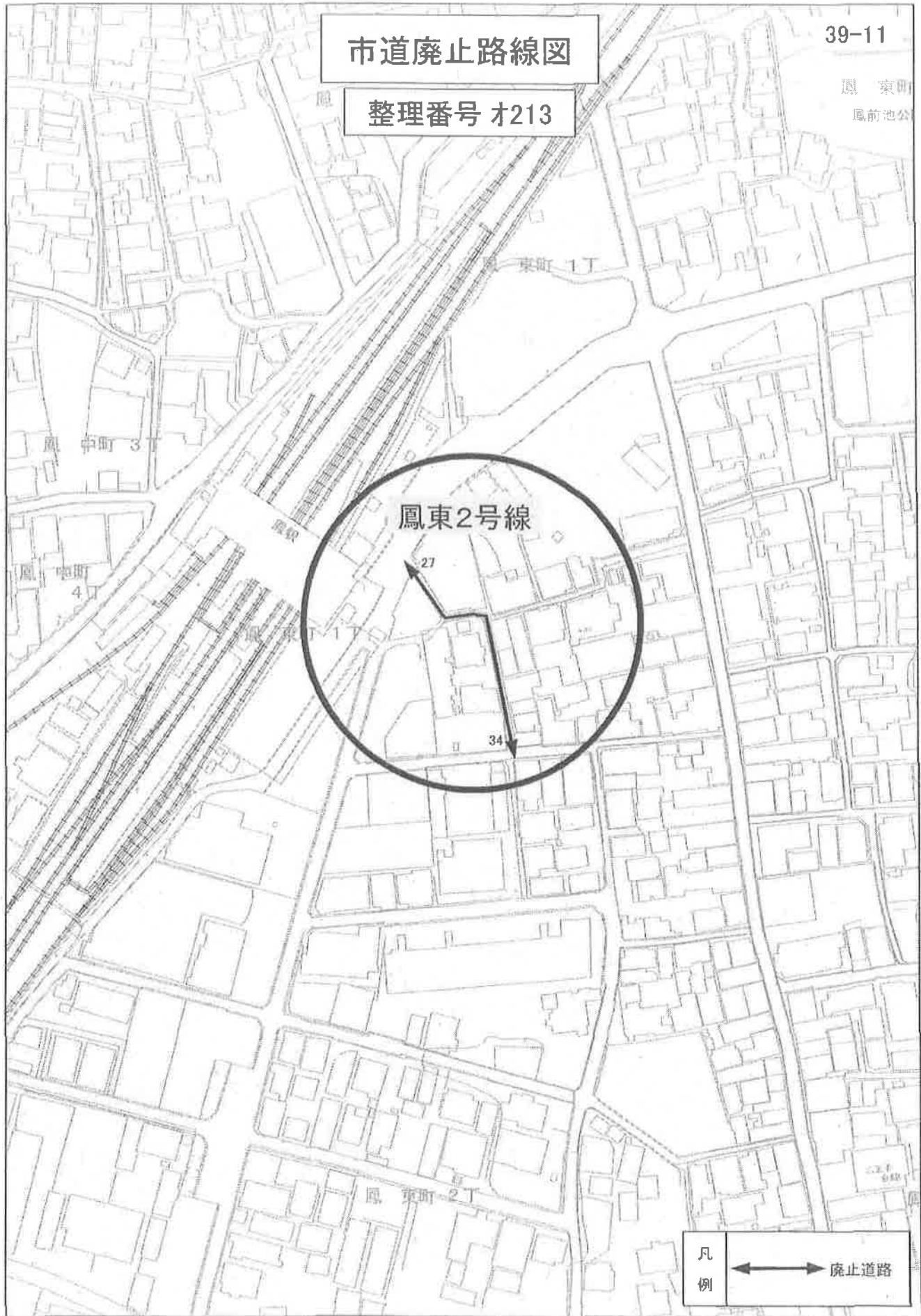
凡  
例

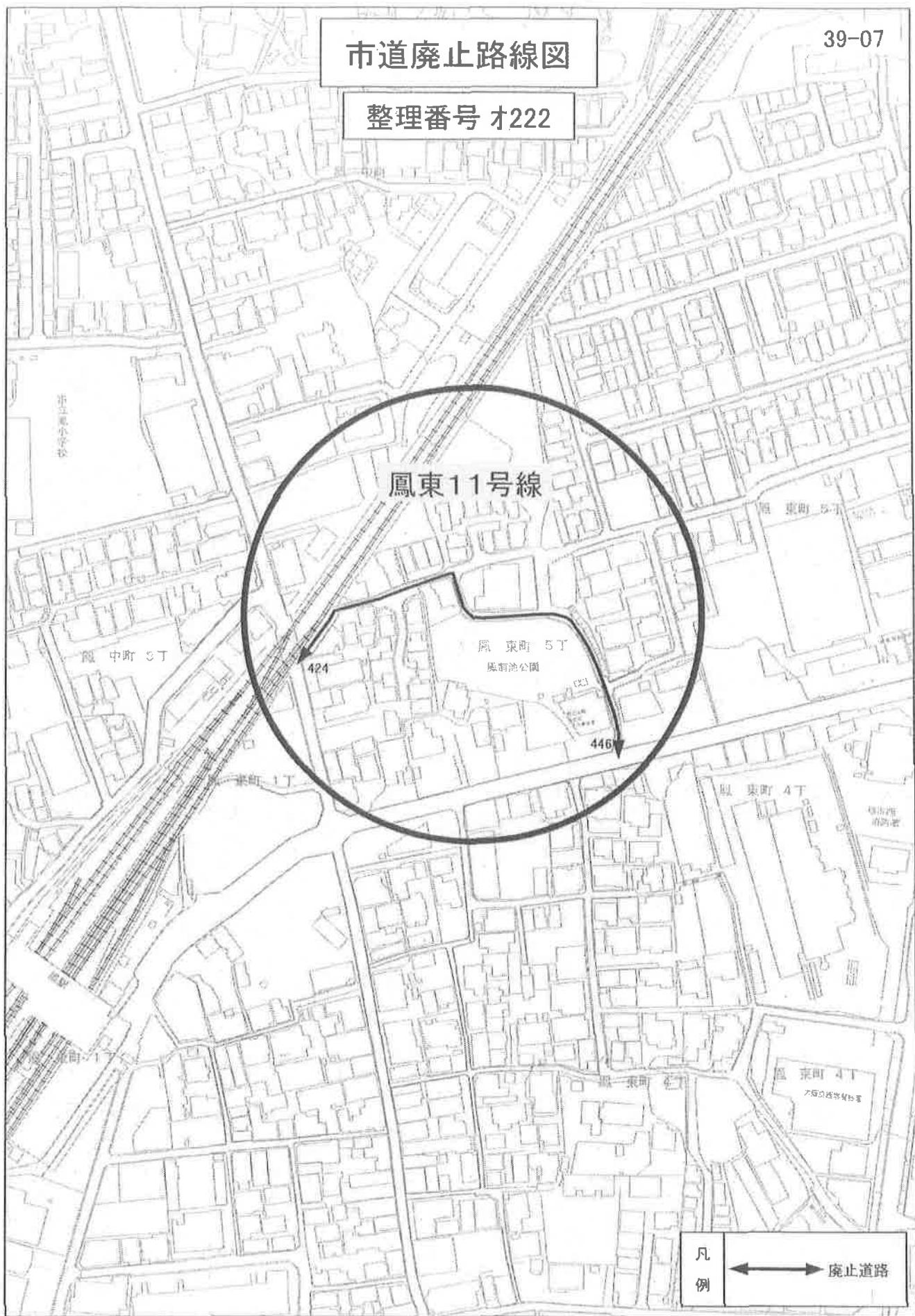
認定道路

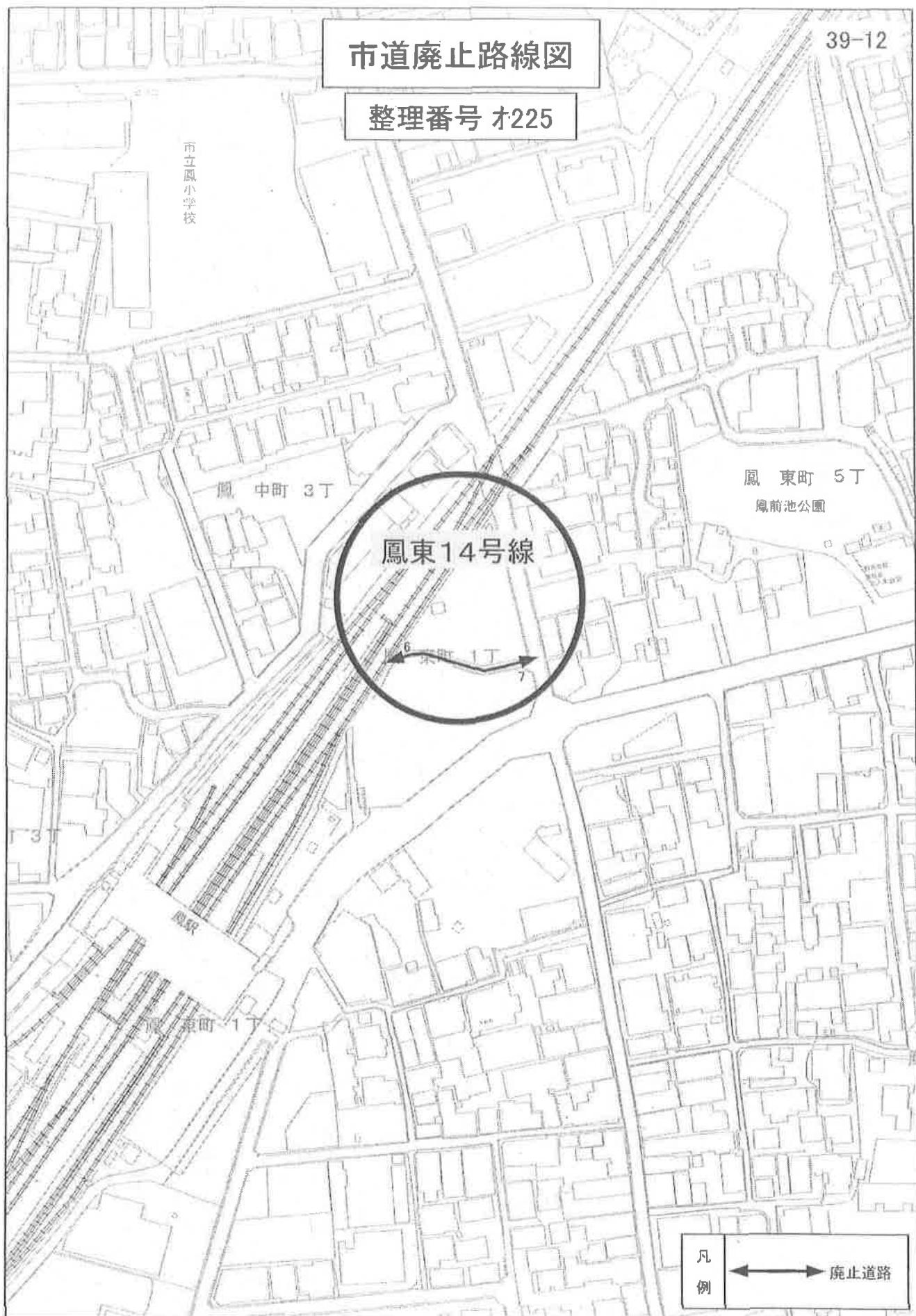


















## 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、  
その承認を求める。

### [根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 57 号

## 損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 7 月 29 日

堺市長 永 藤 英 機

### [専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

車両事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

1 損害賠償の額 金 4,723,020 円

2 損害賠償の相手方 岸和田市 ~~\*\*\*\*\*~~

~~\*\*\*\*\*~~

## 損害賠償の額の決定について

令和元年 6 月 30 日（日）午前 8 時 50 分ごろ、相手方が乗車していた車両が府道富田林泉大津線を走行中、堺市南区桃山台 2 丁 1 番地内の路上において、本市が管理する街路樹が倒れ、当該車両の前面などに接触し、フロントパネルなどを損傷させるとともに、相手方を負傷させたもの。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 4,723,020 円で合意に至ったもの。

## 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

### [根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。)

## 1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(健康部保健所)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
48	3.7.5	83,549	堺市西区築港新町3丁6-1	福山通運株式会社 堺主管支店 支店長 松本幸一郎	令和3年3月22日(月) 午後3時20分ごろ、堺市堺区御陵通1-8地先において、保健医療課の職員が側道から本線に合流しようとしたところ、本線を走行していた相手方車両に気づかず、相手方車両の左後方に接触し、損傷させたもの。

(土木部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
56	3.7.28	109,976	堺市北区＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊	平成29年8月1日(火) 午前11時ごろ、堺市北区長曾根町1179-5地先において、相手方がバイクで府道堺大和高田線の交差点を左折中、並走していた車両を避けるため左側に寄せたところ、路面舗装が剥離した箇所で転倒し、負傷したもの。
55	3.7.28	166,871	堺市西区＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊	令和2年7月2日(木) 午前8時20分ごろ、堺市西区浜寺船尾町東1丁108地先において、相手方車両が市道石津川3号線を走行中、対向車を避けるためガードレール側に寄せた際、ガードレールの一部が車道側に突き出していたため、左側ドアなどを損傷したもの。

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
54	3. 7. 28	4, 453	堺市東区＊＊＊ ＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和3年5月9日(日) 午後4時ごろ、堺市東区南野田8-1地先において、相手方が自転車で市道南野田15号線を走行中、路面の穴ぼこで転倒し、負傷したもの。
53	3. 7. 28	37, 584	堺市堺区＊＊＊ ＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和3年5月16日(日) 午後10時30分ごろ、堺市堺区永代町3丁1地先において、相手方が歩行中、道路上にある鉄板蓋に設置されていた紐状のものに足先を引っ掛け転倒し、眼鏡などを損傷したもの。

(南区役所)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
47	3. 7. 5	81, 439	堺市堺区大仙西町6丁184-2	社会医療法人 同 仁 会 理 事 長 田 端 志 郎	令和2年5月20日(水) 午後1時10分ごろ、堺市中区八田西町2丁19-41付近において、南区地域福祉課の職員が交差点を右折する際、交差点を直進してきた相手方車両と接触し、損傷させたもの。

(消防局)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
51	3. 7. 21	274, 494	泉南郡熊取町＊ ＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和3年5月23日(日) 午後2時55分ごろ、堺市中区東山771番地先において、東消防署の職員が、高規格救急自動車にて緊急走行中、交差点を直進する際に、相手方車両右後方フェンダーと本市車両右後方が接触し、当該車両を損傷させたもの。

## 2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
46	3.7.1	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営** ***** **の住宅明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区 *** *** 堺市営*** *** *	亡 ***** 相続財産
49	3.7.8	訴えの提起について	堺市中区***** *****堺市営** ***** *の住宅の明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市中区 *** *** 堺市営*** ***	亡 *****の 相続人
50	3.7.8	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営** *****の住宅の明渡し並びに住宅使用料 20,731 円及び住宅使用料相当損害金	堺市西区 *** *** 堺市営*** ***	亡 *****の 相続人

## 及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 86,400 円及び令和 2 年 9 月 1 日から明渡しに至るまでの住宅 使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを 求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である***は、令和 2 年 8 月 22 日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料滞納額 金 86,400 円及び令和 2 年 9 月 1 日から明渡しに至るまでの住宅使用料相 当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市中区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 令和 3 年 7 月 1 日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを 求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市中区*****堺市営*****の入居名義人である***は、令和 3 年 3 月 14 日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市西区*****堺市営*****の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料及び名義人死亡の翌日か ら明渡し済みに至るまでの住宅使用料 相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを 求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である***は、令和 3 年 3 月 8 日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

### 3 市長の専決事項の指定第5項

(住宅部)

専決番号	専決年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住所	氏名	
52	3. 7. 27	石津鉄筋住宅 耐震補強ほか 工事	堺市堺区神 南辺町 2 丁 76-1-324	株式会社 源建設工業 代表取締役 中東博子	変更前 532,224,000 円 (消費税額等 48,384,000 円) 変更後 558,003,886 円 (消費税額等 50,727,626 円)

## による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
25,779,886 円 (消費税額等 2,343,626 円)	外壁仕上げ材の浮き補修及びクラック補修などの施工数量の変更 地下埋設物の撤去数量及び内壁仕上げ材の浮き補修などの施工数量の変更 工事請負契約書第 24 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額	当初、目視による現況調査に基づいた、浮き部等の設計数量の施工を計画していたが、工事着手後、仮設足場から施工数量調査を行った結果、目視による現況調査では確認できなかった劣化箇所が判明した。その結果、浮き部等の施工数量を変更させる必要が生じたため、増額となる。その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。また、国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対応するために、工事請負契約書第 24 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため、増額となる。以上のことから、増額変更を行うものである。

**令和3年第3回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴（その9）**

令和3年8月 発 行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101  
**URL** <http://www.city.sakai.lg.jp/>

**印 刷** 宏和印刷株式会社

配架資料番号  
1-B2-21-0083



**リサイクル適性(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。